

平成20年版 横浜の環境 【データ集】 目次

	ページ
1 緑被率	1
2 水緑率	2
3 横浜市内の緑の拠点と河川流域	3
4 樹林地の保全制度と確保の状況	4
5 都市農業の保全と振興	5
6 公園種別ごとの整備方針と実績	6
7 野生生物対策	7
8 横浜市の下水道施設の配置	8
9 環境影響評価に関する資料	9
10 大気環境関係資料	11
11 交通環境関係資料	22
12 水環境関係資料	28
13 有害物質測定結果	40
14 公害苦情状況	42
15 届出件数	46
16 環境保全協定及び公害防止協定の締結状況一覧	51
17 廃棄物関係資料	53
18 温室効果ガス排出量の部門別内訳	57

1 緑被率

緑の現状を量的に示す指標のひとつとして緑被率があります。これは、航空写真によって上空から緑の量をとらえる方法で、おおよその緑の量が把握できます。

緑被率は、樹林地や耕作地、街路樹のほか個人の住宅の庭木や芝生、花壇など緑に覆われた土地の割合を求めるもので、横浜市では昭和 50 (1975) 年からおおむね 5 年ごとに調査しており、次表のように推移してきました。

緑被率は、地域によって大きく異なります。

それぞれの地域で、緑の総量を減らさない様々な取組を進め、維持回復に努める必要があります。

区別緑被率の推移

(単位：%)

年度 区名	昭和50年 (1975)	昭和57年 (1982)	昭和62年 (1987)	平成4年 (1992)	平成9年 (1997)	平成13年 (2001)	平成16年 (2004)
鶴見区	20.9	18.0	17.0	15.5	15.3	14.8	14.7
神奈川区	27.4	26.2	25.9	24.3	23.0	24.1	23.5
西区	11.7	11.9	11.2	10.9	11.4	12.3	13.1
中区	19.6	16.6	17.1	15.8	15.2	14.8	15.2
南区	34.4	23.9	20.4	17.8	17.2	15.6	16.0
港南区	31.9	28.4	24.8	23.3	21.3	22.4	23.0
保土ヶ谷区	40.2	36.9	35.3	33.8	32.5	32.5	32.2
旭区	43.9	42.0	40.3	38.3	36.1	37.8	37.1
磯子区	39.2	33.6	29.6	28.2	27.7	26.4	27.8
金沢区	50.2	38.8	37.4	33.2	33.7	31.5	31.8
港北区	49.6	42.6	34.2	35.3	31.8	28.2	27.8
緑区	58.2	50.9	41.5	52.2	50.2	44.6	44.3
青葉区	—	—	—	38.7	37.8	34.5	34.0
都筑区	—	—	—	34.7	38.1	38.1	36.1
戸塚区	50.9	47.7	45.0	42.2	40.4	38.5	39.0
栄区	44.0	47.4	43.3	41.6	40.7	41.7	42.1
泉区	61.8	52.6	50.7	45.9	44.3	41.9	41.1
瀬谷区	45.8	42.9	40.3	38.4	35.8	36.6	35.9
全市	45.4	40.3	36.0	33.4	32.3	31.2	31.0

※調査年度によって調査手法や精度が異なるため、おおむねの傾向を示したものです。

2 水緑率

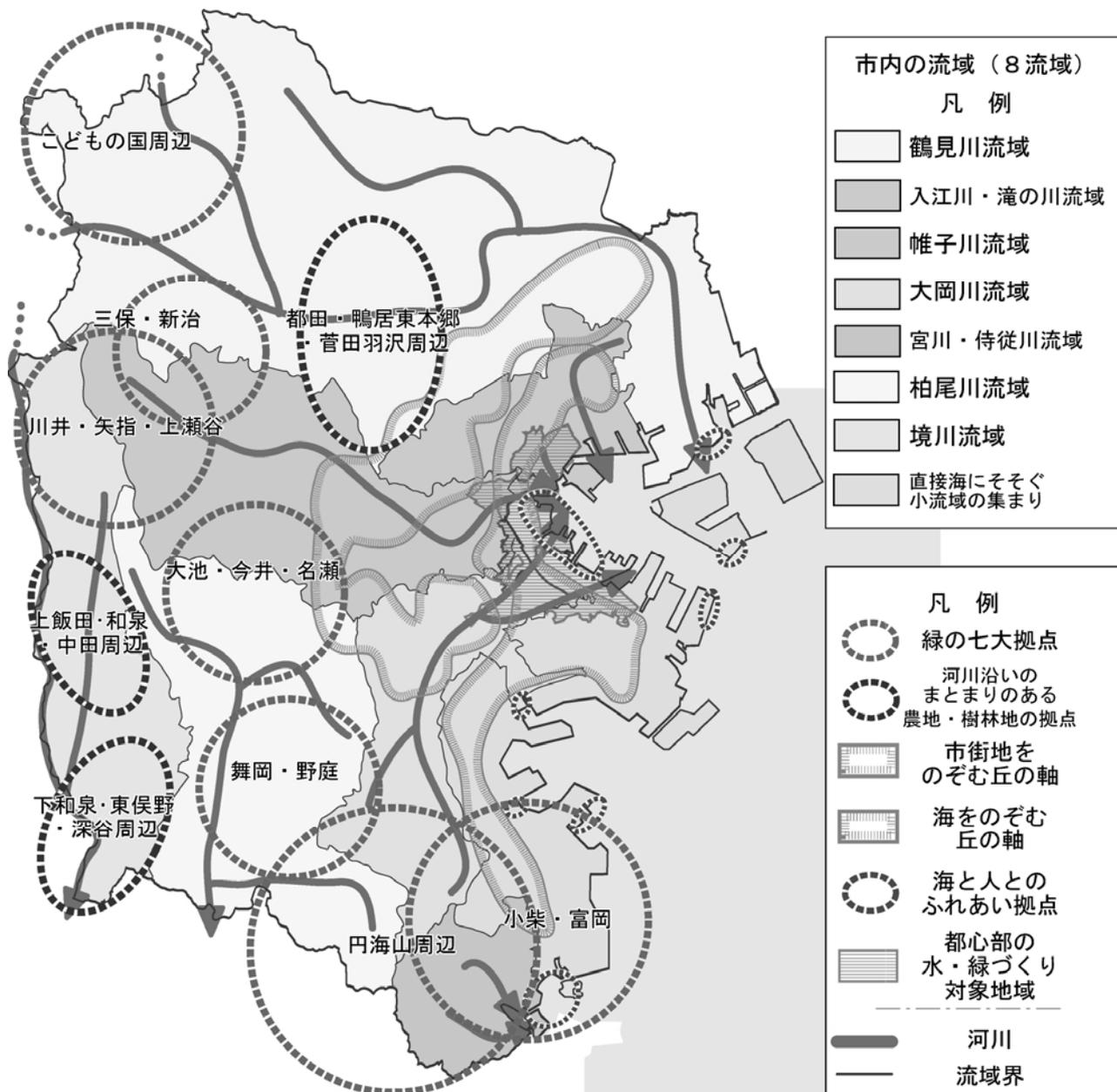
緑被率に、水面や緑に囲まれたグラウンドなどの面積率を加えた、水・緑の総量を表す指標です。これは水と緑が有する機能を発揮させるとともに、市民とともにまもり、つくり、育てる「横浜らしい水・緑環境の実現」を推進するための基本指標で次表のような状況です。

区別水緑率（平成 16（2004）年） （単位：％）

区名	緑被率 (樹林地・農地・草地)	緑に囲まれた グラウンド等の面積率	水面の面積率	水緑率
鶴見区	14.7	1.7	2.8	19.1
神奈川区	23.5	2.6	2.1	28.2
西区	13.1	3.9	1.8	18.8
中区	15.2	2.5	1.4	19.0
南区	16.0	2.7	0.8	19.5
港南区	23.0	4.4	0.4	27.9
保土ヶ谷区	32.2	3.0	0.6	35.9
旭区	37.1	2.9	0.7	40.6
磯子区	27.8	2.0	0.9	30.7
金沢区	31.8	4.4	2.1	38.3
港北区	27.8	2.5	1.7	32.0
緑区	44.3	2.7	1.0	48.0
青葉区	34.0	3.4	0.7	38.1
都筑区	36.1	4.0	0.6	40.7
戸塚区	39.0	3.2	0.9	43.0
栄区	42.1	2.1	0.8	44.9
泉区	41.1	2.8	1.5	45.5
瀬谷区	35.9	2.2	0.5	38.6
全市	31.0	2.9	1.2	35.1

※端数処理により合計と合わない区があります。

3 横浜市内の緑の拠点と河川流域



4 樹林地の保全制度と確保の状況

平成 20 年 3 月 31 日現在

制 度 名	指 定 方 針	確保量等
円海山近郊緑地 特別保全地区	円海山北鎌倉近郊緑地保全区域（総面積約1,096ha 横浜市域約802ha）のうち良好な自然環境を形成し、かつ相当規模の広さを有している緑地を、円海山近郊緑地特別保全地区として指定。 瀬上、水取沢市民の森を中心とした既指定の100haに加え、指定区域を拡大。	100ha
特別緑地保全地区	風致、景観が優れ、地域の生活環境を保全する樹林地や文化財などと一体となった緑地を、都市計画決定により永年的に指定	184.1ha
保安林	水源のかん養、土砂の流出、崩壊の防止、市民の保健などの機能を有する樹林地を県が指定。	63.1ha
自然観察の森	人と生きものがふれあいながら、自然の仕組みを学べる拠点として栄区上郷町に配置。	1か所 45.3ha
市民の森	おおむね2ha以上の樹林地を中心として、散策や自然観察などの利用が可能なものを対象に、10年間以上の市民の森契約を行い指定。	27か所 419.1ha
ふれあいの樹林	市街地の中で、地域のふれあいの場となる樹林地等（1～2ha）を指定。	15か所 20.4ha
緑地保存地区等	市街化区域内の良好な都市環境を保全するため、500㎡以上の樹林地を対象に、10年間以上の緑地保存契約を行い指定。	159.6ha
源流の森	樹林地のもつ保水、治水機能の保全と河川の水量を確保するために、市内の源流域の樹林地を指定。	3か所 10.4ha
緑地の保存等に関する協定	開発地に残る樹林地を協定の締結により保存。	521.5ha
名木・古木	古くから街の象徴として親しまれている樹木を「名木・古木」に指定登録。	883本 6集団
よこはま協働 の森基金	市民が自主的に集めた資金と基金からの拠出金とをあわせて0.1～0.5ha程度で一団のまとまりのある樹林地を取得。「協働パートナー制度」による基金への寄付や制度のPRの実施。	1か所 0.2ha (取得)

5 都市農業の保全と振興

(1) 区域区分別農地面積

(単位：ha、%)

区域区分	区域面積 (ha) A	農地面積 (ha) B	B/A×100 (%)	畑 (ha)	田 (ha)
市域全域	43,547.0	3,274.3	7.5	3029.6	244.7
市街化調整区域	10,525.0	2,579.9	24.5	2338.9	241.0
農業振興地域	4,926.1	1,776.9	36.1	—	—
農用地区域	1,047.6	1,024.1	97.8	867.2	156.9
農振白地	3,878.5	752.8	19.4	—	—
農業専用地区	1,033.0	632.8	61.3	557.0	75.8
農業振興地域外	5,598.9	803.0	14.3	—	—
市街化区域	33,022.0	694.4	2.1	690.7	3.7
うち生産緑地地区	345.8	343.9	99.5	341.8	2.1

※農地面積及び生産緑地地区（固定資産概要調書等をもとに集計）平成19年1月1日現在

※農振関係 平成20年3月31日現在 ※都市計画区分 平成17年10月1日現在

※四捨五入のため合計が一致しない場合があります。

- ・農業振興地域：農業の振興を図ることが相当であると認められる地域に、県知事が農業振興地域整備基本方針に基づいて指定する地域。
- ・農用地区域：市が定めた農業振興地域整備計画において掲げる農用地等として利用すべき土地の区域。
- ・農振白地：農業振興地域内で農用地指定されていない地域をいう。
- ・農業専用地区：都市農業の確立と都市環境の保全をめざし、本市独自の制度として市長が指定した地区。市の農業施策を重点的に実施し、総合的・計画的に地域農業の振興を図る。

(2) 市内農地面積の推移

(単位：ha)

		昭和55年 (1980)	昭和60年 (1985)	平成2年 (1990)	平成7年 (1995)	平成12年 (2000)	平成17年 (2005)	平成19年 (2007)
総面積		5,542	5,035	4,601	3,947	3,611	3,370	3,274
地目別	田	1,156	753	535	381	312	267	245
	畑	4,386	4,282	4,066	3,566	3,298	3,103	3,030
区域別	市街化区域	2,270	1,947	1,637	1,123	907	751	694
	調整区域	3,273	3,088	2,964	2,824	2,704	2,619	2,580

(固定資産概要調書をもとに集計 各年1月1日現在)

※四捨五入のため合計が一致しない場合があります。

6 公園種別ごとの整備方針と実績

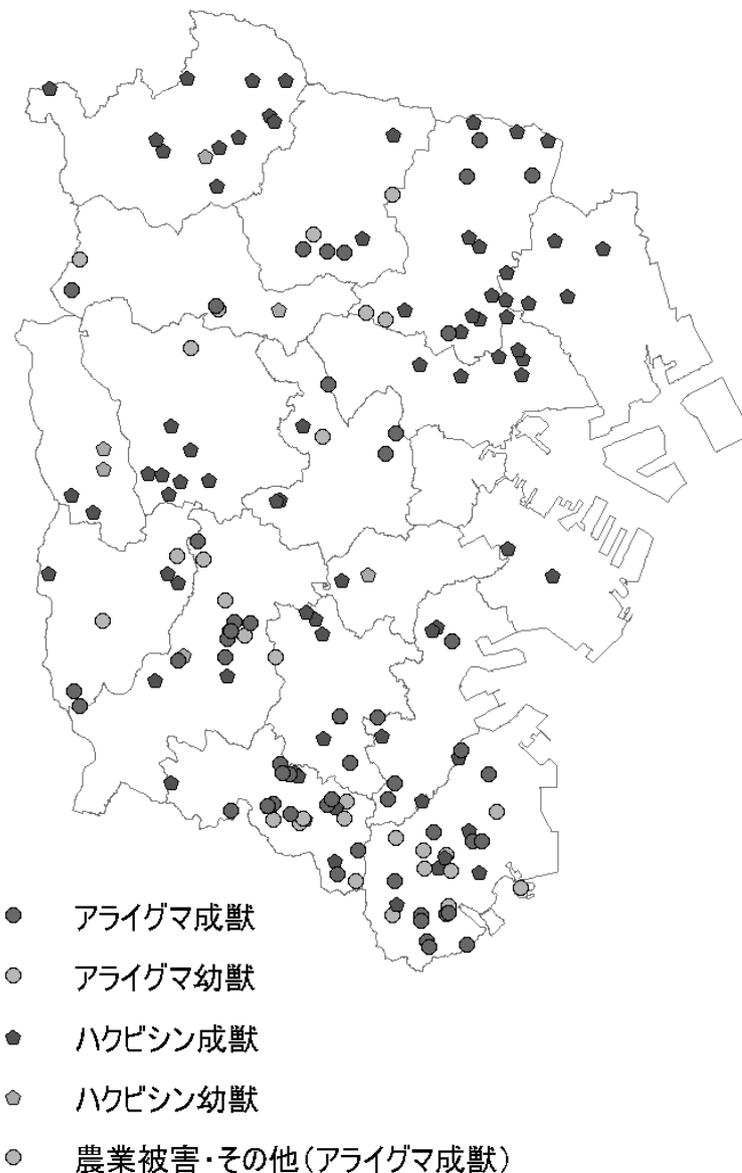
平成 20 年 3 月 31 日現在

種別	整備方針	確保量
住区基幹公園 (身近な公園)	市民のニーズや地域の特性に配慮しながら、身近な街区、近隣、地区公園などを配置	886ha
街区公園	誘致距離250mの範囲内（ゆっくり歩いて行ける範囲）にボール遊びなどができる広場や遊具などを備えた面積0.1ha以上で0.25haを標準とする公園を配置 ----- 街角公園：遊具や植栽などを備えた面積0.1ha未満の公園を0.1ha以上の街区公園と区別し開発提供などにより配置	373ha
近隣公園	誘致距離500mの範囲内に少年サッカーや少年野球が楽しめる広場や野原などを備えた面積2haを標準とする公園を配置	316ha
地区公園	誘致距離1kmの範囲内の所に身近な住民のスポーツ・イベント利用や自然、歴史などの地域特性に即した面積4haを標準とする公園を配置	197ha
都市基幹公園	市民のスポーツやレクリエーションニーズに応える運動公園や総合公園を配置	398ha
運動公園	競技が可能な運動施設を備えた面積15ha～75haを標準とする公園を配置	153ha
総合公園	休養や散策など多様な施設を備えた面積10ha～30haを標準とする公園を配置	245ha
広域公園	多様なレクリエーション活動を楽しめる自然的環境をいかした面積30ha以上を標準とする大規模公園を配置	185ha
特殊公園	歴史性をいかした公園や風致公園、市民の農体験に資する公園を配置 歴史公園：史跡や歴史的建造物を保存活用した公園を配置 風致公園：良好な風致や特徴的な景観を有する公園を配置	99ha
緩衝緑地	工業地域との緩衝や防災のための緑地を配置	15ha
都市林	動植物の生息地となるまとまった樹林地の保全のために配置し、必要に応じて自然観察、散策などの施設を整備	0ha
広場公園	にぎわいの創出や市民の休息、鑑賞に資するために、市街地の駅周辺に配置	1ha
都市緑地	都市における良好な自然環境や景観の保全を目的に設置	71ha
緑道	市街地における良好な居住環境を確保し、災害時の避難路ともなる歩行者路を設置	43ha
合計（端数処理のため数値が合わない場合があります）		1,697ha

（4箇所の県立公園を含む）

7 野生生物対策

(1) 横浜市アライグマ・ハクビシン捕獲マップ（平成 19 年度）



(2) 野生鳥獣等相談対応件数

(平成 19 年度)

鳥獣名	受付		合計
	区役所	環境活動事業課	
カラス	276	501	777
アライグマ	173	123	296
ハクビシン	168	109	277
ドバト	99	181	280
タイワンリス	8	28	36
その他	242	577	819
計	966	1,519	2,485

8 横浜市の下水道施設の配置



9 環境影響評価に関する資料

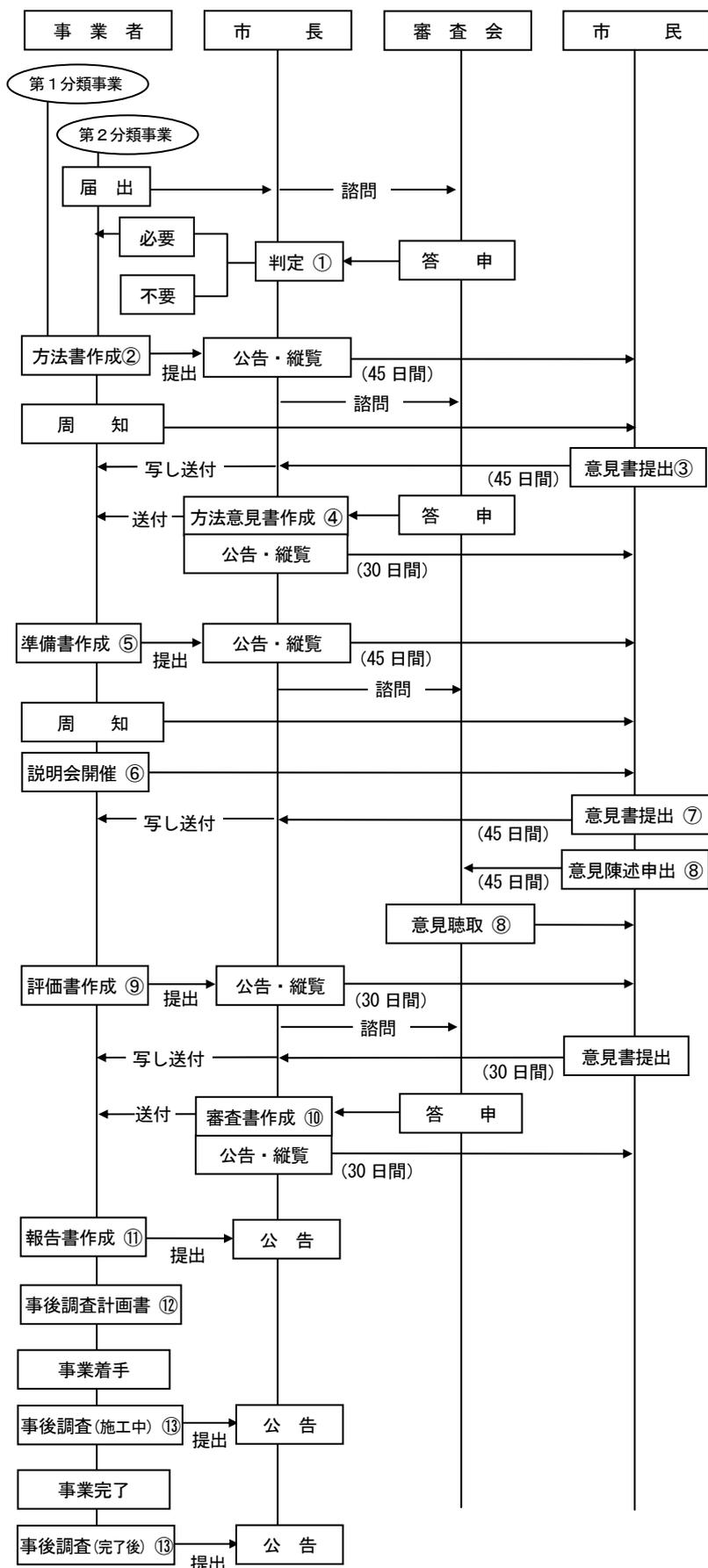
(1) 環境影響評価実施状況一覧表

(平成 19 年度)

根拠	件名	事業種類	場所	実施内容
横浜市環境影響評価条例	ダイコク・ディストリビューションセンター開発事業	開発行為に係る事業	鶴見区	評価書の公告、縦覧審査書の公告、縦覧
	北仲通北地区（A地区）再開発計画	高層建築物の建設	中区	評価書の公告、縦覧審査書の公告、縦覧
	（仮称）上郷開発事業	開発行為に係る事業	栄区	評価書の公告、縦覧審査書の公告、縦覧
	（仮称）みなとみらい 21 中央地区 42 街区開発計画	高層建築物の建設	西区	方法書の公告、縦覧方法意見書の公告、縦覧準備書の公告、縦覧評価書の公告、縦覧
	（仮称）みなとみらい 21 中央地区 67 街区開発事業	高層建築物の建設	西区	方法書の公告、縦覧方法意見書の公告、縦覧準備書の公告、縦覧評価書の公告、縦覧
	都市鉄道利便増進事業（相鉄・JR 直通線）	鉄道の新設	神奈川区 保土ヶ谷区	方法書の公告、縦覧方法意見書の公告、縦覧
	（仮称）JFE環境㈱鶴見エコクリン建設事業	廃棄物処理施設の建設	鶴見区	方法書の公告、縦覧方法意見書の公告、縦覧
	みなとみらい21 43 街区 CSKグループ本社ビル建設事業	高層建築物の建設	西区	方法書の公告、縦覧
	（仮称）みなとみらい 21 中央地区 46 街区開発事業	高層建築物の建設	西区	方法書の公告、縦覧
他自治体条例	（仮称）環二再開発（Ⅲ街区：虎ノ門街区）建設事業	高層建築物の新築	東京都港区	評価書案の縦覧
	（仮称）武田薬品工業株式会社新研究所建設計画	研究所の建設	神奈川県藤沢市	実施計画書の縦覧 予測評価書案の縦覧
	（仮称）新川崎B地区南街区共同住宅建設	住宅団地の新設	川崎市	準備書の縦覧
	鹿島田駅西部地区第一種市街地再開発事業	高層建築物の新設ほか	川崎市	準備書、見解書、評価書の縦覧
	（仮称）中幸町3丁目再開発計画	高層建築物の新設ほか	川崎市	準備書、見解書の縦覧
	鷺沼四丁目マンション計画	住宅団地の新設ほか	川崎市	準備書の縦覧
	（仮称）京町三丁目共同住宅計画	住宅団地の新設	川崎市	準備書の縦覧

※ 環境影響評価法に基づく実施案件はありませんでした。

(2) 横浜市環境影響評価条例 手続の流れ(横浜市環境影響評価条例の対象となる事業)



①判定

規則で定める基準に従って、環境影響評価の実施が必要か否かの判定を行い、その結果を事業者に通知します。判定を行うにあたっては、審査会に諮問します。

②方法書

事業内容、環境影響評価の項目、調査・予測の手法及び環境配慮項目の方針等について記載します。

③意見書

方法書について環境保全の見地から意見のある方は、公告の日から45日の間に、誰でも意見書を提出できます。

④方法意見書

方法書について環境保全の見地からの意見書を作成します。作成にあたっては、審査会に諮問します。

⑤準備書

方法書に対する市民・市長の意見に対する事業者見解、調査・予測・評価の結果、環境保全のための措置、事後調査の方法等について記載します。

⑥説明会

準備書の内容について事業者が説明を行います。どなたでも出席出来ます。

⑦意見書

準備書について環境保全の見地から意見がある方は誰でも提出できます。

⑧意見陳述申出・意見聴取

審査会に対し意見を述べたい旨を申し出て、審査会が審議に必要と認めるとき、意見の聴取が行われます。

⑨評価書

準備書に対する市民の意見、意見に対する事業者の見解、準備書に記載した事項などについて記載します。

⑩審査書

審査会の答申をもとに、準備書、評価書及び環境影響評価の手続について環境保全の見地から審査書を作成します。審査書は、事業者のほか、当該事業について許認可権を有する者にも送付し、配慮を要請します。

⑪報告書

審査書に対する事業者の見解を記載します。

⑫事後調査計画書・⑬事後調査報告書

事業の施行中及び完了後における環境影響を把握するための調査について、計画書及び報告書を提出します。